

令和2年11月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

令和2年11月26日（木）午前9時30分から10時10分まで

2 開催場所

市役所 3階 第2委員会室

3 教育長及び委員

| | |
|--------------|--------|
| 教育長 | 鍛代 英雄 |
| 委員（教育長職務代理者） | 永井 武義 |
| 委員 | 重田 恵美子 |
| 委員 | 菅原 順子 |
| 委員 | 渡辺 正美 |

4 説明のために出席した職員

| | |
|---------------|-------|
| 教育部長 | 谷亀 博久 |
| 参事（兼）歴史文化担当課長 | 立花 実 |
| 教育総務課長 | 熊澤 信一 |
| 学校教育課長 | 守屋 康弘 |
| 教育指導課長 | 今井 仁吾 |
| 社会教育課長 | 山内 温子 |
| 図書館・子ども科学館長 | 倉橋 一夫 |
| 教育センター所長 | 須永 尚世 |

5 会議書記

| | |
|-----------|-------|
| 教育総務課総務係長 | 大澤 貴之 |
|-----------|-------|

6 傍聴人

なし

7 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

【非公開】

（追加日程）

日程第4 報告第2号 県費負担教職員の進退に係る内申について

----- ○ -----
午前9時30分 開会

○教育長【鍛代英雄】 定刻となりました。ただいまから教育委員会議を開催いたします。

----- ○ -----

日程第1 前回議事録の承認

○教育長【鍛代英雄】 それでは、日程第1「前回議事録の承認」について、お願いします。

○教育長及び全委員 承認

----- ○ -----

日程第2 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】 続きまして日程第2、教育長報告をいたします。

それでは事務局からお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、市議会10月臨時会ということでございます。10月に臨時会が開かれまして、内容としては令和元年度の決算の認定ということで、総括質疑が行われました。

はじめに、橋田夏枝議員です。重点施策の関連で2点、御質問をいただいています。

まず、小中学校のエアコンの設置についてでございます。長年の課題でありましたエアコンの設置は、国庫補助金等の財源を活用して、快適な教育環境を整えることができました。この工事は通常ですと夏休み期間に行うのですが、2学期・3学期にも工事を行って、順調に工事を完了することができたということです。

これまでのところ、大きな課題や不具合はありませんが、新型コロナの関係で、窓を開けながらエアコンを使用せざるを得なかったということで、桜台小学校において8月に電気系統に想定外の負荷がかかり、電力不足が生じた事例がありましたので、現在、対応に取り組んでいるということでございます。

2点目として、大田公民館の統廃合の成果でございます。

2段落目になりますが、統合に当たりまして、消防署南分署2階のコミュニティ防災センターを社会教育活動にも開放するということが、また中央公民館の休館日を減らすなど、活動場所を確保したということです。それから、新たに大田公民館となる大田ふれあいセンター内の改修を行い、使い勝手のいい施設とするなど、利用者への配慮を行いました。

昨年度の成果としては、維持管理費を約380万円削減することができたということです。また、旧大田公民館の跡地を37台の駐車スペースとして整備いたしまして、隣接する大田すこやかスポーツ広場等の利用者の利便性も向上したと

いうこととございます。

続きまして2ページ目、中山真由美議員から、中期戦略事業プランの関係です。まず、中学校給食の取組とその結果について、市長が答弁しています。

本年1月から、中沢中学校において試行をするとともに、ほかの3中学校の配膳室の改修の設計を行ったと。喫食率は、開始直後は50%強だったものが、現在は65%となっているということです。

再質問として、喫食率が65%になった理由をどのように分析しているかということです。

当初は、3年生が卒業間近ということもありまして約30%ということから、全体が50%強となったと。直近では1年生から3年生まで60%以上であることから、全体の平均も60%になっているということです。

続いて2つ目の黒丸です。試行状況から他校実施に向けて改善した内容ということです。

現在試行している中沢中学校での日々の取組が、3中学校での実施につながるものと考えていると。調理方法の指示、配膳用備品の使い勝手、配膳・片づけの方法等、栄養士が学校や調理場に赴き、日々改善に努めていると。また、配膳時間を多く取れるような日課の見直しなど、試行校での工夫も行っているということです。引き続き、生徒の嗜好に合った献立になるよう取り組んでまいりたいということです。

3つ目の黒丸です。アレルギー対応や全員喫食についての取組です。

食物アレルギー対応は、現在は除去食や代替食の提供等の対応はできておりません。しかし、献立表や給食予約管理サイトに特定原材料等27品目を表示し、注文していただいております。

全員の喫食については、生徒、教職員、保護者からの意見を参考に改善を図り、魅力ある中学校給食の実現を目指してまいりたいと答弁してございます。

続きまして、令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査における伊勢原市の調査結果についてでございます。資料2です。

毎年行っている調査ですが、今回から調査の名称が「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」から「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」に変更になっております。

この調査は、毎年度文部科学省が行っております全国の全ての小学校・中学校・高等学校等を対象にした、暴力行為・いじめ・不登校・自殺・出席停止の状況の調査に加え、神奈川県が独自に調査項目を追加し、調査を行ったものでございます。

項番4、主な調査結果でございますが、暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、不登校児童・生徒数について、伊勢原市を含む中地区、神奈川県、全国の小中学校の結果を表でお示ししております。

では、資料の2ページをお開きください。暴力行為の状況については、発生件数の推移をグラフ等でお示ししております。

発生件数につきましては、小学校19件、中学校が30件と、小中学校とも前

年度より増加をしている状況でございます。増加の要因としては、小さいさか
いも暴力行為として捉え、きめ細やかな指導に当たっているといた側面もある
と考えております。この見解については、文部科学省も同様の見解を示しており
ます。

暴力行為を行ってしまう児童・生徒への指導・支援については、全教職員で暴
力行為は絶対に許されない行為との認識を共有した上で、毅然とした指導を行う
とともに、児童・生徒がその行為に至るまでの気持ちを振り返り、自らの言葉で
表現できるような支援をお願いしております。

続いて3ページです。いじめの状況についてです。

いじめの認知件数につきましては、小中学校全体として321件となっております。
昨年度より小学校では146件増えております。

これまでも申し上げてきましたが、文部科学省がいじめの認知件数が多いこと
は教職員の目が行き届いていることのあかしであるという見解を示したことで、
県・国とも増加の傾向が見られます。

真ん中から下の表には、態様別の認知件数の推移についてお示ししています。
特に冷やかしかからかい等について増加しておりますが、それらのことを早期に
認知して対応を図っているところ です。

次に、4ページ中段の表、いじめの現在の状況を御覧ください。多くの案件で
一定の解消が見られることから、各校で早期に発見・対応し、丁寧に関わってい
ることが、このことからもうかがえるという状況でございます。

5ページ、いじめの発見のきっかけの推移です。中段や下段の表から、いじめ
発見のきっかけとして学級担任の発見や、アンケートなどの学校の取組による発
見が増えていること、また本人からの訴えも増えていることから、いじめの認知
についての先生がたの感度や、相談しやすい雰囲気が着実に高まっていると考
えております。

暴力行為やいじめにおいて、未然防止ということは最も目指すべきところにな
りますが、相談しやすい体制、発見しやすい体制の整備といった点についても引
き続き配慮していくよう、各学校へ伝えているところ です。

さらに、暴力行為やいじめについては、早期発見・早期対応、そしてチームと
しての対応が望まれますので、各校の先生方に対しまして、報告・相談しやすい
体制や雰囲気づくりを引き続きお願いしております。

6ページ、不登校の状況についてです。

不登校児童・生徒数の状況についてですが、前年度から小中学校全体としては
3人減少しました。不登校の要因については、現在、新型コロナウイルスの影響
も含め、非常に多様化しておりますが、その中で、各校では不登校の児童・生徒
の学校内外での多様な学習活動等についても積極的に評価しているところ です。
不登校の児童・生徒にとって、多様な学びの機会を得ることは、将来の社会的自
立に向けて重要な支援になると考えます。引き続き、学校、各関係機関等との連
携を図りながら、粘り強く対応していくことが肝要であると考えています。

7ページを御覧ください。調査内容のⅣ、自殺の状況、出席停止の状況につき

ましては、本市において事案はございませんでした。

本調査につきましては、市のホームページで近日中に公表を予定しておりますので、御承知おきください。

今後も引き続き、学校、各関係機関等との連携を図りながら、きめ細やかな指導や支援を行ってまいります。

説明は以上です。

○教育長【鍛代英雄】 報告は以上でございます。御質問などがありましたらお願いいたします。

どうぞ、永井委員。

○委員【永井武義】 市議会の中山議員の質問に関連してございますが、喫食率について、令和2年1月の喫食率で回答が出ておりますが、今年度に関してはコロナの影響で大分いろいろな影響を受けていると思うのですが、新しいデータはありますか。

○教育長【鍛代英雄】 学校教育課長。

○学校教育課長【守屋康弘】 9月が65%、10月と11月が約66%という形です。

○教育長【鍛代英雄】 菅原委員。

○委員【菅原順子】 市議会のほうで1点、それから問題行動の調査結果のほうで3点ほどお伺いしたいのですが、市議会の2ページ目の給食に関連してですが、真ん中辺りに「アンケート等の声に耳を傾け」とあり、ちょっと下に「生徒の嗜好に合った献立となるように取り組んでいきます」とありますが、先日、アンケートの結果を教えていただいて、大多数の声として、みそ汁の味つけが薄いという声があったと思うのですが、皆さんの嗜好に合った献立となると、もうちょっと味つけを濃くするという事になるのかと思うのですが、このアンケート結果によって、味つけに対して変化があったのか。それとも、栄養士さんが考えた上での味つけですので、その辺は皆さんに御理解いただいたのかというあたり、アンケートの活用について教えていただければと思います。

○教育長【鍛代英雄】 学校教育課長。

○学校教育課長【守屋康弘】 汁物も栄養価に基づいた塩分量となっております。アンケート結果につきましては栄養士も認識しております、しっかりだしも出ている、指定のものができている状況ですので、濃い味つけにすることは簡単にはできません。

ただ、おかずについて、こんな献立がいいとかというアンケート等の声には、例えば小学校のときに出ていた献立など、そういう嗜好は取り込むということで対応しています。

○委員【菅原順子】 分かりました。

問題行動等の調査結果についてですが、3ページ目のいじめの状況・件数の推移についてですが、小学校と中学校を比べると、小学校のほうが圧倒的に件数としては多いところですが、これには学年的な特徴というのは何かありますか。低学年で多くて、だんだん中学で、増えていくのか減っていくのか、それとも小学

校のある学年になると増えるというような傾向があるのか、それとも毎年全く違うのかとか、分かれば教えていただきたいと思います。

2点目は、その下のいじめの件数と対応ですが、下から2番目の「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」というのが、いわゆるSNS上でのトラブルに当たるかと思うのですが、小学校のほうが多いというのは、ちょっと私には実感できないところです。単に分かりやすい、発覚しやすいトラブルなのか。中学生は見えにくくなっているから件数が少ないのか。

小学校の6件というのは、それだけ携帯電話等の所有者が多いのかなということが感じられるのですが、その辺りについて教えていただければと思います。

あとは、6ページの不登校の状況ですが、下の人数のところは、登校というのは、学校に限らず、適応指導教室や民間のフリースクールだとかに登校できるようになった児童・生徒の数が含まれているのかということと、もし含まれているのであれば、その人数を教えていただければと思います。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 以上3点、教育指導課長。

○教育指導課長【今井仁吾】 では、順番にお答えいたします。まず、小学校の学年ごとのいじめの件数について。

低学年に比べればやはり学年が上がるごとに増加傾向にあると思っています。

訴えがあるということについて、当然、学校としてはそれを認識して対応していくということになります。ただ、その訴えの仕方も、学年によって違いがあるかと思いますが、基本的にはそういう傾向で増えています。

もう1点がパソコン・携帯電話ということで、小学校の件数が増えているというところです。携帯電話の小学生の所持率が高くなっていることは確かです。

以前は、中学校入学に当たり、個人のもを持つ傾向があったかと思うのですが、今、防犯面も含めてだと思いののですが、小学校の段階でかなり携帯電話を所持しているケースが多く見られるようになっていきます。それに伴ってということで考えられるかなと思います。当然、それに対応した指導等も、また考えていきたいと思っています。

最後に不登校についてですが、今、具体的な人数は承知しておりませんが、他の施設に通っている場合もあるということは承知しております。

いずれにしても、学校に行くことが一番の目標です。まずは、子どもたちの学習の保障をどうしていくのかということを含めて、多様に対応しているところでございます。

○教育長【鍛代英雄】 重田委員。

○委員【重田恵美子】 1点目は、2番の中山議員の一般質問で、まず、特定原材料等27品目について。また、地元の生産業者による野菜とか原材料は、現在、どの程度、どういう状態で使われていますか。

○教育長【鍛代英雄】 学校教育課長。

○学校教育課長【守屋康弘】 まず、特定原材料等27品目はアレルギーを含む食品のことです。

中学校給食における地場産品の使用ですが、小学校給食のように地元農家さんの農作物をとということでは対応はできていません。伊勢原市の市場に出荷された野菜を納品していただいています。

○委員【重田恵美子】 それから、いじめのところで、3ページ、いじめの内容で、上から3番目、「軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする」という部分がありますが、これは個人対個人なのか、グループ対個人なのかというのがちょっと気になるところです。

それと金品をたかられるというのは少ないようですが、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりというところ、やはり金品をたかられるというところでは、自殺とか殺人にまで至ったりということもあります。それほどの大きなことにならないようにと願っておりますが、小学校で12名というのはどのような状態なのか、気になりました。

○教育長【鍛代英雄】 教育指導課長。

○教育指導課長【今井仁吾】 まず、軽くぶつけられたり、たたかれたりという件ですが、ほぼ1対1、例えば下校途中に道路で押されてしまう、これは本当に危険な行為ですが、そういうことがあったとか、あとは通りすがりにぶつかられたりとか、そういうことを含めた件数となっています。大勢で1人をとということではなく、ほぼ少数という報告でとらえております。

また、金品ですが、大金をとられるとか、小学校は特に、そういうことではなく、例えば、持ち物を隠されたとか、給食袋を隠されてしまったとか、そういったことをここに記載しているという状況です。

状況としては以上です。

○委員【重田恵美子】 もう1つ、その下の、いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりというところ、決して少ない数ではないですよね。どのような内容なのでしょう。

○教育指導課長【今井仁吾】 これも、危険なことをさせられたということは、実はあまり上がっていません。嫌なこと、恥ずかしいことというのは、例えば、自分の好きな人を大きな声で言われたとか、これがどのカテゴリーになるか難しいところですが、容姿について悪口を言われたといったようなことが上がっていました。

○教育長【鍛代英雄】 渡辺委員。

○委員【渡辺正美】 大きく2点です。1点目は暴力行為のところの人数、それからいじめの認知での人数、これは延べ人数だろうと思うのですが、実際、1人が複数回ということはあると考えたらいいのでしょうか。

○教育指導課長【今井仁吾】 特に暴力行為の件ですが、2ページの下段にも示させていただきましたが、まず小学校、件数は19件、実人数は17名ということで、ほぼ1人1件の状況でございました。中学校のほうは、件数は30件、実人数は19名です。

これについても改めて確認しましたところ、今年度については、基本的にはほぼ1人1件のケースで、1人の生徒が多く件の数を起こしてしまったといったこ

とで、件数としては多く上がっているという状況でございます。

いじめについては、訴えのあった人数となります。

○委員【渡辺正美】　もう1点、先ほど菅原委員からお話があった中で、6ページの不登校の状況の中の、いわゆる学校外施設に通っている子どもたちの人数が、どこにどういうふうに反映されているか。先ほど、これからということですが、要は、これだけ不登校があるから適応指導教室が必要なのだとか、そういう議論が生まれてくるわけですね。

ですから、その辺のところは、集計の仕方にしても、出していいものか出していけないものかはまた議論をしていただければいいと思うのですが、いずれにしても、適応教室に通っている子どもはこの中に入っていないとなると、不登校はうんと減ったということにもなりかねないのかなと。

ですから、学校外施設の必要状況のことも考えると、やはりその辺は数字的に分かるようなものを持っていたほうがいいのかと思います。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】　今の御指摘について、教育センター所長。

○教育センター所長【須永尚世】　適応指導教室は、こちらの数には入っていませんが、昨年度は小学校で3名、中学校で12名が通室しておりました。

このような子どもたちがいるということが分かるように、考えていきたいと思えます。

○教育長【鍛代英雄】　永井委員。

○委員【永井武義】　意見でございます。暴力行為にしてもいじめにしても増加傾向にあるということで、認識、取組の成果と言えるかもしれないのですが、昨年度の結果というのは、やはり現在への課題改善、あるいは対応策といったことの検討へとつながると思っております。

そのような中、今年度については新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、学校になかなか通えない状況ということもありますので、注視していかなければいけないと思うのですが、社会でも倒産やリストラなどで自殺者が増えているというような認識でございます。

そんな中、小中学校でもコロナ感染症が出てPCR検査を行ったということで、今後もそういった状況が恐らく増えてくると想像されるのですが、そんな中、陰性であっても検査を受けたクラス、子どもに対するいじめみたいなものも考えられると思います。そういったところも含めて、今後、注視をしていただきたいと思えます。

○教育長【鍛代英雄】　御意見として承って、これから対応に反映させていただきます。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

----- ○ -----

(追加日程)

【非公開】

日程3 報告第2号 県費負担教職員の進退に係る内申について

□原案のとおり承認

----- ○ -----

その他

○教育長【鍛代英雄】　　続きまして、「その他」でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。

特になければ、事務局から何かありますか。

事務局も特にはないようですので、最後に来月の定例会の日程についてお願いします。

○教育総務課長【熊澤信一】　　次回の定例会につきましては、12月22日、火曜日の午前9時30分から、こちら議会の第2委員会室におきまして開催いたしますので、よろしく願いいたします。

以上となります。

○教育長【鍛代英雄】　　それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前10時10分　　閉会

----- ○ -----

<資料>

□資料1：市議会10月臨時会 教育委員会関連 総括質疑答弁の概要

□資料2：令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査における伊勢原市の調査結果について

令和2年11月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和2年11月24日（火）

午前9時30分から

場所：市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

その他

閉 会

令和2年11月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和2年11月24日（火）

（追加日程）

【非公開】

議 事

日程第3 報告第2号 県費負担教職員の進退に係る内申について

【総括質疑】10月30日(金)

| No. | 質問議員 | 質問の内容 |
|-----|-----------------------|---|
| 1 | 橋田 夏枝 議員 (発言順位 1番) | <p>令和元年度伊勢原市一般会計決算の認定について</p> <p>4 重点施策について <再質問> [教育部長答弁] ●小中学校のエアコン設置について(教育総務課) 長年の課題でありました小中学校の全普通教室等へのエアコン設置については、国庫補助金等の財源を活用し整備を行い、快適な教育環境を整えることができました。 今回のエアコン設置工事は、規模が大きく、工事期間が長くなったため、夏期休業期間に加え、2学期及び3学期にも工事を行いました。順調に進めることができました。 これまでのところ、今回のエアコン設置工事に関しての大きな課題や不具合等はありませんが、新型コロナウイルス感染症対策のため、教室の窓を開けながらエアコンを使用せざるを得なかったため、桜台小学校において、今年の8月に既存の電気系統に想定外の負荷が掛かり、電力不足が生じた事例がありましたので、現在、対策に取り組んでいます。</p> <p>●大田公民館の統廃合の成果について(社会教育課) 統廃合については、公共施設等総合管理計画等に基づき計画的に、大田公民館と大田ふれあいセンターの機能統合を進めてきました。 統合にあたり、消防署南分署2階のコミュニティ防災センターを社会教育活動にも開放することや中央公民館の休館日を減らすなど活動場所を確保するとともに、統合後の大田公民館となる大田ふれあいセンター内の改修により、使い勝手のいい施設とするなど利用者への配慮を行いました。 統合による成果としては、維持管理費を約380万円削減することができました。 なお、旧大田公民館の跡地は、駐車場として整備し、37台の駐車スペースを確保し、隣接する大田すこやかスポーツ広場等の利用者の利便性も向上しています。 この取組は、機能の集約化、跡地の有効活用、既存施設のさらなる活用等の要素を含むもので、今後の公共施設のマネジメントでの先駆的な取組になったものと考えています。</p> |

2 中山 真由美 議員
(発言順位 3番)

令和元年度伊勢原市一般会計決算の認定について

1 総論

[市長答弁]

(2) 第5次総合計画中期戦略事業プランについて

●中学校給食導入事業の取組と結果について(学校教育課)

本年1月から中沢中学校においてデリバリー選択方式の給食を試行するとともに、他校について配膳室改修の設計を行いました。

なお、喫食率は開始後の50%強から現在は約65%となっています。

<再質問>

[学校教育担当部長]

●喫食率が約65%になった理由をどのように分析しているか

令和2年1月の喫食率は、1年生が約55%、2年生が約62%だったが、3年生は、卒業間近ということもあり約30%だったことから、全体の喫食率は50%強となりました。

直近の喫食率は、1年生から3年生まで60%以上であることから、全体の喫食率は約65%で、全学年を通じて喫食されていることが、喫食率が約65%になった大きな理由と考えます。

アンケート等の声に耳を傾け、温かくておいしい献立を提供することで、継続利用する生徒が増え、在校時一括予約利用者の割合が、増加していることも喫食率が増えた理由の1つと考えます。

●試行状況から他校実施に向けて改善した内容

試行校である中沢中学校での日々の取組が他の3中学校での実施につながるものと考えています。

なお、中沢中学校での試行では、調理方法の指示や配膳用備品の使い勝手、配膳・片付け方法等、栄養士が学校や調理場に赴き、日々、改善に努めています。

また、配膳時間を多く取れるような日課の見直しなど、試行校での工夫もあります。

引き続き、試行校の生徒及び教職員に実施しているアンケート結果を踏まえ、生徒の嗜好にあった献立となるように取り組んでいきます。

こうした取組を他の中学校でも実施することにより、円滑な導入につながっていくものと考えます。

●アレルギー対応や全員喫食についての取組

食物アレルギー対応は、業者選定の際に提案を求めたが、現実的な提案がなかったため、現在は、除去食や代替食の提供等の対応はしていません。

現在、全世帯に配布している献立表や給食予約管理サイトに、特定原材料等27品目を表示し、利用者はアレルギーを確認の上、注文しています。

引き続き、生徒、教職員、保護者からの意見を参考に改善を図り、全員喫食となるよう、魅力ある中学校給食の実現を目指していきます。

**令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査における
伊勢原市の調査結果について**

伊勢原市教育委員会

神奈川県が実施した「令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」について、神奈川県教育委員会が調査結果を公表しました。
伊勢原市の本調査結果（概要）は次のとおりです。

- 1 調査対象
伊勢原市立小中学校（小学校10校、中学校4校）
- 2 調査期間
令和元年度（令和2年3月31日時点）
- 3 調査内容
 - (1) 暴力行為の状況
 - (2) いじめの状況
 - (3) 不登校児童生徒の状況
 - (4) 自殺の状況
 - (5) 出席停止の状況

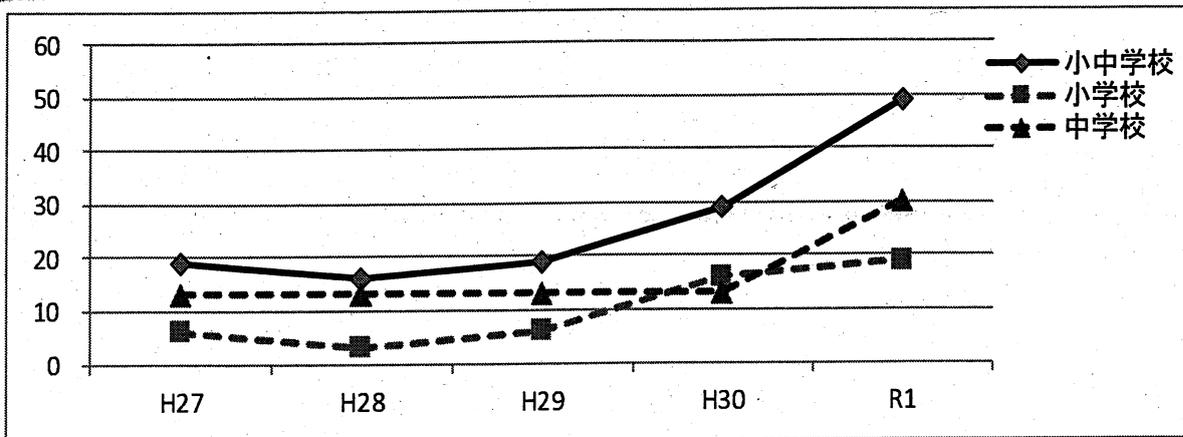
4 主な調査結果

| 項目 | 令和元年度 | | | | 平成30年度 | | | | 平成29年度 | | | |
|------------------|------------------|------------------|-----------|-------|-------------------|------------------|-----------|-------|-------------------|------------------|-----------|-------|
| | 小学校 | 中学校 | 小中合計 | | 小学校 | 中学校 | 小中合計 | | 小学校 | 中学校 | 小中合計 | |
| | | | 1,000人あたり | | | | 1,000人あたり | | | | 1,000人あたり | |
| 暴力行為の発生件数 | 19 | 30 | 49 | 6.8 | 16 | 13 | 29 | 3.9 | 6 | 13 | 19 | 2.5 |
| (前年度比較増減) | 3 | 17 | 20 | 2.8 | | | | | | | | |
| 中地区 | 251 | 290 | 541 | 12.8 | 211 | 295 | 506 | 11.8 | 276 | 261 | 537 | 12.3 |
| 神奈川県 | 6,944 | 3,143 | 10,087 | 15.6 | 6,170 | 3,277 | 9,447 | 14.5 | 5,673 | 3,264 | 8,930 | 13.6 |
| 全国 (1000人あたり) | 43614 (6.8) | 28518 (8.8) | | | 36,536 (5.7) | 29,320 (8.9) | | | 28,315 (4.4) | 28,702 (8.5) | | |
| いじめの認知件数 | 276 | 45 | 321 | 44.4 | 130 | 36 | 166 | 22.6 | 85 | 42 | 127 | 17.0 |
| (前年度比較増減) | 146 | 9 | 155 | 21.8 | | | | | | | | |
| 中地区 | 5,615 | 979 | 6,594 | 155.7 | 5,070 | 754 | 5,824 | 135.4 | 4,074 | 644 | 4,718 | 108.2 |
| 神奈川県 | 22,782 | 5,114 | 27,896 | 43.1 | 20,155 | 4,659 | 24,814 | 38.1 | 15,680 | 3,906 | 19,586 | 29.9 |
| 全国 (1000人あたり) | 484545 (75.8) | 106524 (32.8) | | | 425,844 (66.0) | 97,704 (29.8) | | | 317,121 (49.1) | 80,424 (24.0) | | |
| 不登校児童生徒数 | 33 | 79 | 112 | 15.5 | 39 | 76 | 115 | 15.6 | 29 | 72 | 101 | 13.5 |
| (前年度比較増減) | -6 | 3 | -3 | -0.1 | | | | | | | | |
| 中地区 | 241 | 530 | 771 | 18.2 | 211 | 513 | 724 | 16.8 | 207 | 504 | 711 | 16.3 |
| 神奈川県 | 4,578 | 9,529 | 14,107 | 21.9 | 3,739 | 8,828 | 12,567 | 19.3 | 3,222 | 8,463 | 11,685 | 17.8 |
| 全国 | 53,350 | 127,922 | 181,272 | 18.8 | 44,841 | 119,687 | 164,528 | 16.9 | 35,032 | 108,999 | 144,031 | 14.7 |

* 「1,000人あたり」とは、児童生徒1,000人あたりの発生数
 * 「中地区」とは、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
 * 全国は国公立小中学校、義務教育学校及び中等教育学校で、他は公立小中学校のデータ（県データは県立中等教育学校を除く）
 ■ 詳細は次頁以降のとおり。「暴力行為」「いじめ」「不登校」の国による定義はP8以降に記載。

I 暴力行為の状況

■暴力行為の発生件数の推移【件数】



| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|------|-----|-----|-----|-----|----|
| 小中学校 | 19 | 16 | 19 | 29 | 49 |
| 小学校 | 6 | 3 | 6 | 16 | 19 |
| 中学校 | 13 | 13 | 13 | 13 | 30 |

- 暴力行為の発生件数は前年度より20件増加し、小中学校合計は49件でした。中学校の発生件数が17件増加しました。増加の一つの要因として小さな諍いも「暴力行為」として捉えきめ細かな指導に当たっていることが考えられます。
- 自己肯定感の醸成やコミュニケーションスキルの育成、感情をコントロールするスキルを身に付ける等について重点的に指導することが重要です。

■形態別の発生件数の推移【件数】

小学校

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-------|-----|-----|-----|-----|----|
| 対教師暴力 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 生徒間暴力 | 2 | 3 | 6 | 15 | 10 |
| 対人暴力 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 器物損壊 | 4 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| 計 | 6 | 3 | 6 | 16 | 19 |

中学校

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-------|-----|-----|-----|-----|----|
| 対教師暴力 | 3 | 0 | 0 | 2 | 6 |
| 生徒間暴力 | 9 | 8 | 13 | 11 | 16 |
| 対人暴力 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 器物損壊 | 6 | 5 | 0 | 0 | 8 |
| 計 | 18 | 13 | 13 | 13 | 30 |

- 形態別では、対教師暴力・生徒間暴力及び器物損壊が発生しました。主な事例としては次のとおりです。

【対教師暴力】教員に注意されたことに逆上し、胸ぐらを掴んだ。等

【生徒間暴力】悪口を言われてかっとなって叩いた。

友人と口論になり右肩を殴った。等

【器物損壊】教室のカーテンを引っ張り、カーテンレールを曲げた。

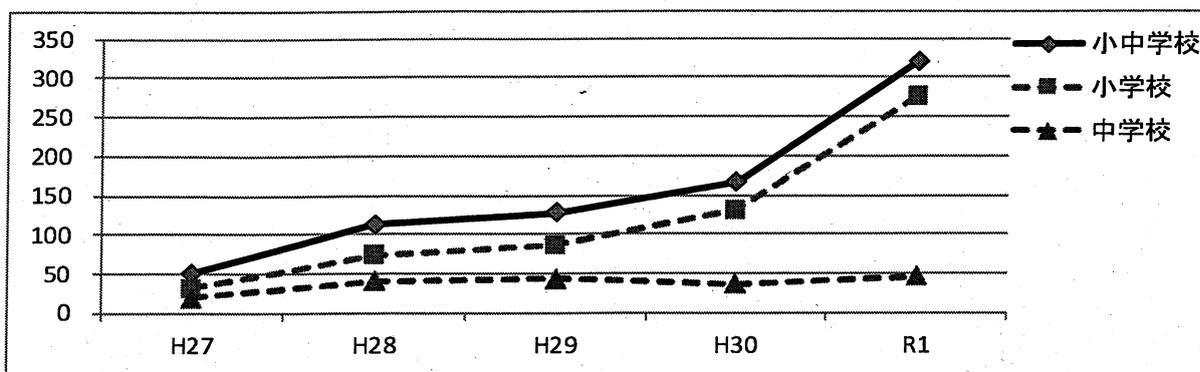
体育館の扉のガラスを蹴って割った。等

■加害児童生徒への指導

- 令和元年度暴力行為の加害児童生徒の実数は、36人(小17人、中19人)でした。
- 学校では、教職員がチームとして保護者と協力しながら、「謝罪」「友人関係の改善」「規範意識の醸成」「意欲を持って活動できる場の設定」「学習指導」等の指導を行いました。

II いじめの状況

■いじめの認知件数の推移【件数】



| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小中学校 | 50 | 113 | 127 | 166 | 321 |
| 小学校 | 31 | 73 | 85 | 130 | 276 |
| 中学校 | 19 | 40 | 42 | 36 | 45 |

- いじめの認知件数は、前年度より155件増加し、計321件でした。
- いじめ防止対策推進法が施行されて、文部科学省が『いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし』という見解を示したことで国、県ともに認知件数の増加が見られ、経年で見ると、本市でも同様の傾向が見られます。
- 学校では、年間を通じて複数回のアンケート調査を実施するなど、いじめ防止基本方針を踏まえて児童生徒が声を上げやすい雰囲気づくり、いじめが許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。

■態様別の認知件数の推移【件数】

いじめの件数と態様

| 年度 | H27 | | H28 | | H29 | | H30 | | R1 | | |
|-----------------|------------------------------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|----|
| | 小中のいじめの件数合計 | | 小中のいじめの件数合計 | | 小中のいじめの件数合計 | | 小中のいじめの件数合計 | | 小中のいじめの件数合計 | | |
| | 50 | | 113 | | 127 | | 166 | | 321 | | |
| いじめの件数 | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 | |
| | 31 | 19 | 73 | 40 | 85 | 42 | 130 | 36 | 276 | 45 | |
| 態様の合計 | 25 | 44 | 24 | 93 | 110 | 49 | 140 | 45 | 293 | 54 | |
| 態様別の認知件数（複数回答可） | 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。 | 12 | 28 | 11 | 52 | 42 | 25 | 71 | 22 | 176 | 25 |
| | 仲間はずれ、集団による無視をされる。 | 1 | 4 | 4 | 9 | 13 | 7 | 11 | 5 | 32 | 5 |
| | 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 | 3 | 8 | 5 | 20 | 10 | 8 | 15 | 3 | 34 | 10 |
| | ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 | 0 | 0 | 1 | 3 | 7 | 3 | 7 | 2 | 8 | 0 |
| | 金品をたかられる。 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 16 | 1 | 12 | 1 |
| | いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 | 4 | 0 | 0 | 6 | 31 | 0 | 17 | 1 | 23 | 1 |
| | パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 | 5 | 1 | 2 | 1 | 3 | 4 | 1 | 6 | 6 | 4 |
| その他 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 5 | 1 | 7 | |

- 態様別では、「冷やかしやからかい等のいやなことを言われる。」が最も多くなっています。また、スマートフォン等によるSNS上のトラブルなど、把握・指導が難しい状況もあります。

- 主な事例は次のとおりです。
 - ・ からかわれたり、陰口を言われたりする。
 - ・ ものを隠される。
 - ・ 冷たくされる。
 - ・ SNS 上に無断で画像をのせられる。
 - ・ SNS 上で悪口を言われる。
 - ・ 仲間はずれにされたり、疎外感を感じたりする。 等
- 学校では、次のような点に留意し、対応に当たっています。
 - ・ いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであり、問題を見逃さずに対応すること。
 - ・ 保護者を含め、被害側と加害側の間で認識にズレがあるケースには、できるだけ早い段階で間に入り対応する必要がある。また、被害側と学校との間で認識にズレが出ることについても十分留意する必要がある。
 - ・ 加害者が特定しにくいケースにも教職員は対応するという姿勢を児童生徒全体に示す必要がある。
 - ・ いじめが解消した後も継続的に見守り、支援を行う。
 - ・ いじめの内容によっては、犯罪行為として警察と連携しながら解決を図る。

■いじめの現在の状況【件数】

| 区分 | 解消しているもの (R2.7.20現在) | | 解消に向けて取組中 (R2.7.20現在) | | その他 | | 計 | |
|-----|-------------------------|-------|--------------------------|------|-----|------|-----|--------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 小学校 | 254 | 92.0% | 18 | 6.5% | 4 | 1.4% | 276 | 100.0% |
| 中学校 | 43 | 95.6% | 1 | 2.2% | 1 | 2.2% | 45 | 100.0% |
| 計 | 297 | 92.5% | 19 | 5.9% | 5 | 1.6% | 321 | 100.0% |

- 学校では、認知したいじめに対して、速やかに指導・支援を行い、一定の解消の後も指導・支援を継続しています。

■いじめに対する日常の取組【校数】

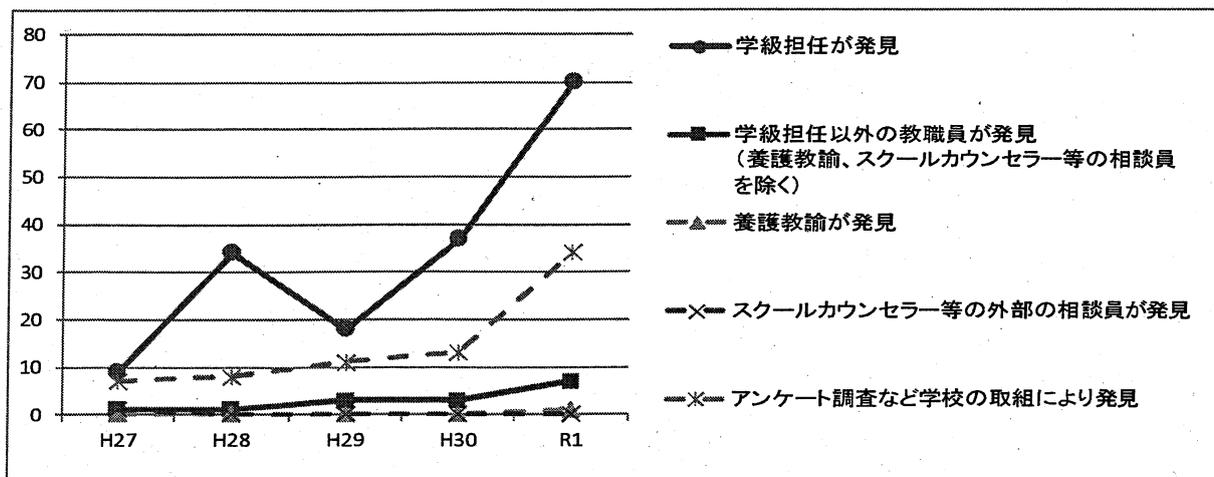
複数回答可

| 区分 | 小学校 | | 中学校 | | 計 | |
|--|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 校数(校) | 構成比(%) | 校数(校) | 構成比(%) | 校数(校) | 構成比(%) |
| いじめ問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図った | 10 | 100.0% | 4 | 100.0% | 14 | 100.0% |
| いじめの問題に関する校内研修を実施した | 10 | 100.0% | 4 | 100.0% | 14 | 100.0% |
| 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った | 10 | 100.0% | 4 | 100.0% | 14 | 100.0% |
| 児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした | 9 | 90.0% | 3 | 75.0% | 12 | 85.7% |
| スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った | 9 | 90.0% | 4 | 100.0% | 13 | 92.9% |
| 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った | 8 | 80.0% | 4 | 100.0% | 12 | 85.7% |
| 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得よう努めた | 10 | 100.0% | 4 | 100.0% | 14 | 100.0% |
| PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた | 7 | 70.0% | 4 | 100.0% | 11 | 78.6% |
| いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った | 5 | 50.0% | 4 | 100.0% | 9 | 64.3% |
| インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した | 10 | 100.0% | 4 | 100.0% | 14 | 100.0% |
| 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った | 10 | 100.0% | 4 | 100.0% | 14 | 100.0% |
| 学校いじめ防止基本方針に定めっているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した | 10 | 100.0% | 4 | 100.0% | 14 | 100.0% |
| 学校総数 | 10 | | 4 | | 14 | |

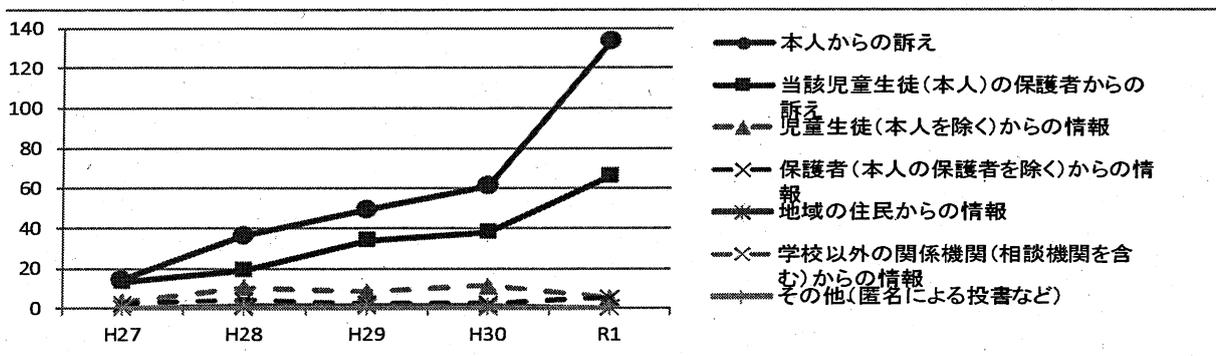
- 学校では、いじめの問題に対し日常から様々な取組を行っています。
- 改訂された市いじめ防止基本方針の策定に伴い、各学校におけるいじめ防止基本方針も改定されています。

■いじめ発見のきっかけの推移【件数】

学校の教職員が発見（小中合計）



| 学校の教職員が発見 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|--|-----|-----|-----|-----|----|
| 学級担任が発見 | 9 | 34 | 18 | 37 | 70 |
| 学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く) | 1 | 1 | 3 | 3 | 7 |
| 養護教諭が発見 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| アンケート調査など学校の取組により発見 | 7 | 8 | 11 | 13 | 34 |



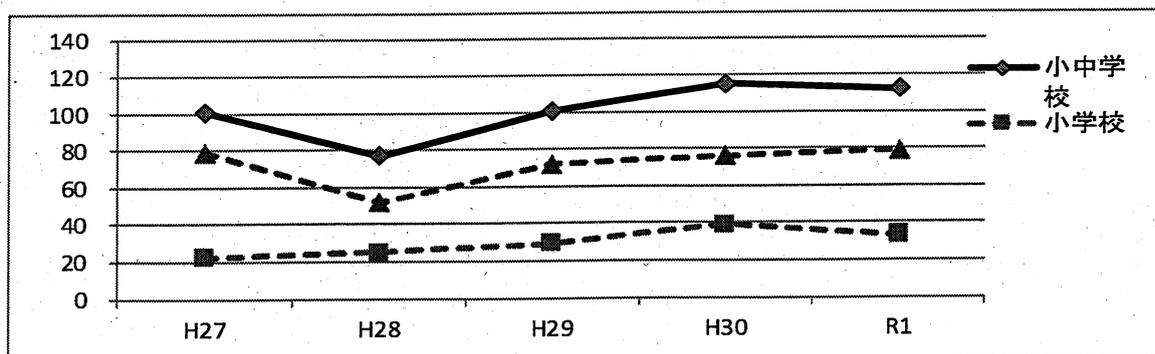
| 学校の教職員以外からの情報により発見 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 本人からの訴え | 14 | 36 | 49 | 61 | 133 |
| 当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え | 13 | 19 | 34 | 38 | 66 |
| 児童生徒（本人を除く）からの情報 | 3 | 10 | 8 | 11 | 5 |
| 保護者（本人の保護者を除く）からの情報 | 2 | 4 | 2 | 2 | 5 |
| 地域の住民からの情報 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| その他（匿名による投書など） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

学校の教職員以外からの情報により発見（小中合計）

- 児童生徒、保護者と学校の間で、日ごろからの交流が大切です。
- アンケート調査や教育相談の実施については、その取組が大切なのはもちろんのこと、学校全体としていじめ防止に取り組んでいるということを知覚することで、学校が児童生徒、保護者の訴えを聞くという姿勢を示すことにつながります。
- PTAや地域、関係機関と連携して、児童生徒の安心・安全な体制づくりを推進します。

Ⅲ 不登校の状況

■不登校児童生徒数の推移（伊勢原市立小中学校）【人数】



| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小中学校 | 101 | 77 | 101 | 115 | 112 |
| 小学校 | 22 | 25 | 29 | 39 | 33 |
| 中学校 | 79 | 52 | 72 | 76 | 79 |

○ 不登校児童生徒数は前年度から3人減少し、計112人でした。学校では、平成28年9月の「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知を踏まえ、不登校を問題行動として捉えず、環境によっては誰にでも起こりうることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、個に応じた多様な支援をじっくり行っています。

■学年別・欠席日数別の不登校児童生徒数【人数】

| 区分 | 学年 | 不登校児童・生徒数 | 欠席日数 | | | |
|-----|-----|-----------|---------|-------|-------|-------|
| | | | 30日～89日 | | 90日以上 | |
| | | | 人数 | 割合(%) | 人数 | 割合(%) |
| 小学校 | 1年生 | 2 | 2 | 6.1% | 0 | 0.0% |
| | 2年生 | 3 | 2 | 6.1% | 1 | 3.0% |
| | 3年生 | 6 | 3 | 9.1% | 3 | 9.1% |
| | 4年生 | 4 | 3 | 9.1% | 1 | 3.0% |
| | 5年生 | 9 | 1 | 3.0% | 8 | 24.2% |
| | 6年生 | 9 | 4 | 12.1% | 5 | 15.2% |
| | 計 | 33 | 15 | 45.5% | 18 | 54.5% |
| 中学校 | 1年生 | 21 | 9 | 11.4% | 12 | 15.2% |
| | 2年生 | 23 | 10 | 12.7% | 13 | 16.5% |
| | 3年生 | 35 | 12 | 15.2% | 23 | 29.1% |
| | 計 | 79 | 31 | 39.2% | 48 | 60.8% |
| 合計 | 合計 | 112 | 46 | 41.1% | 66 | 58.9% |

○ 不登校児童生徒数の減少に向けては、全体の41.1%を占める年間の欠席日数が30～89日（週1～2日程度）欠席の児童生徒への支援や、その前段階である休み始めの児童生徒への対応・支援が大切です。

○ 長期にわたって欠席が続く児童生徒に対して、学校は保護者と協力し、教育センター等の関係機関と連携しながら粘り強く指導・支援に努めています。

■不登校児童生徒への指導結果状況【人数】

| 区分 | 小学校 | | 中学校 | | 計 | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 人数(人) | 割合(%) | 人数(人) | 割合(%) | 人数(人) | 割合(%) |
| 指導の結果登校する又はできるようになった児童 | 8 | 24.2% | 35 | 44.3% | 43 | 38.4% |
| 指導中の児童・生徒 | 25 | 75.8% | 44 | 55.7% | 69 | 61.6% |
| うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒 | 9 | 27.3% | 14 | 17.7% | 23 | 20.5% |

○ 指導・支援の結果、約59%の不登校児童生徒に好ましい変化が見られています。学校は、家庭や関係機関等と連携し、不登校児童生徒の学校生活の再開や、将来の社会的自立に向けた指導・支援の充実に努めています。

IV 自殺の状況

伊勢原市(市立小中学校)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

神奈川県(公立小中学校)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 小学校 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 中学校 | 1 | 3 | 5 | 5 | 9 |
| 合計 | 1 | 3 | 5 | 6 | 10 |

全国(国公立小中学校)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 小学校 | 4 | 4 | 6 | 5 | 4 |
| 中学校 | 56 | 69 | 84 | 100 | 91 |
| 合計 | 60 | 73 | 90 | 105 | 95 |

- 学校では、教育活動全体を通じ、生命を大切にする教育を充実・推進するとともに、市全体で自殺予防に向けた取組をさらに充実させることが大切です。
- 学校では、自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育を様々な場面をとらえ取り組んでいます。

V 出席停止の状況

伊勢原市(市立小中学校)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

神奈川県(公立小中学校)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中学校 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

全国(公立小中学校)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 小学校 | 1 | 4 | 1 | 0 | 1 |
| 中学校 | 14 | 14 | 7 | 7 | 2 |
| 合計 | 15 | 18 | 8 | 7 | 3 |

- 学校では、教育活動全体を通じ、規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談に取り組むとともに、日頃から学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等の間で、綿密な連携や協力を図ることが大切です。

〔参考〕

○ 暴力行為の定義（文部科学省より）

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とします。

①「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・教師の胸倉をつかんだ
- ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた
- ・養護教諭めがけて椅子を投げ付けた
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・その他、教職員に暴行を加えた

②「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押しつけた
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

③「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・登下校中に、通行人にけがを負わせた
- ・その他、他者（対教師及び生徒間を除く）に対して暴行を加えた

④「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・教室の窓ガラスを故意に割った
- ・トイレのドアを故意に壊した
- ・補修を要する落書きをした
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・他人の私物を故意に壊した
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象としています。

○ いじめの定義（文部科学省より）

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとします。

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とします。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

（注1）「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせています。「いじめられた児童・生徒の立場に立って」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行い、同調査の記入を行ってください。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身

の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにしてください。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

(注2) 「一定の人的関係のある他の児童・生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指します。

(注3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなども含まれます。

(注4) 「行為」には、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。

(注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

○ 不登校及び長期欠席者の定義(文部科学省より)

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。

「病気」は、「本人の心身の故障等(けがを含む)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」です。(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む)

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席すること」です。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」をいいます。

○ 「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない(できない)。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を理由によって登校しない(できない)。

「その他」は、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

○ 「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席する。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席する。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。